

# 1 議 事 日 程（第1日）

（令和6年第4回有田川町議会定例会）

令和6年12月3日  
午前9時30分開会  
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第5 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第6 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて  
令和6年度有田川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて  
令和6年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第76号 令和6年度有田川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第77号 令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第78号 令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第79号 令和6年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第80号 令和6年度有田川町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第81号 令和6年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第82号 令和6年度有田川町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第83号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第84号 有田川町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第85号 有田川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第86号 有田川町へき地集会所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第87号 有田川町金屋農村センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 議案第88号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第89号 有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第90号 有田川町下水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

- 日程第23 議案第91号 有田川町農業集落排水処理施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第24 議案第92号 有田川町農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第25 議案第93号 和歌山地方税回収機構規約の改正に関する協議について
- 日程第26 議案第94号 令和6年度御霊学童保育施設新築工事（建築工事）の請負契約について
- 日程第27 議案第95号 令和6年度藤並公民館新築工事（建築工事）の請負契約について
- 日程第28 議案第96号 認可地縁団体に対する建物の譲与について
- 日程第29 議案第97号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第30 議案第49号 令和5年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第50号 令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第51号 令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第52号 令和5年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第53号 令和5年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第54号 令和5年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第55号 令和5年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第56号 令和5年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 議案第57号 令和5年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第39 議案第58号 令和5年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第40 議案第59号 令和5年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二

5番	中島 詳裕	6番	星田 仁志
8番	谷畑 進	9番	西 弘義
10番	林 宣男	11番	岡 省吾
12番	森谷 信哉	13番	堀江 眞智子
14番	増谷 憲	15番	殿井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番	椿原 竜二	13番	堀江 眞智子
----	-------	-----	--------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中山 正隆	副町長	坂頭 徳彦
住民税務部長	小澤 俊彦	福祉保健部長	井本 英克
総務政策部長	井上 光生	消防長	岩井 伸幸
産業振興部長	南 長寿	建設環境部長	森本 博貴
清水行政局長	中谷 芳尚	総務課長	原 秀文
財務課長	山縣 和弘	企画調整課長	寺 杣 眞英
教育長	片嶋 博	教育部長	中平 洋子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	中屋 正也	書記	細野 鶴子
------	-------	----	-------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、椿原竜二君、13番、堀江眞智子君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、会期の決定を議題とします。

11月26日に開催された議会運営委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長許可がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る11月26日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から12月17日までの15日間とさせていただきます。一般質問は12日、13日の2日間としております。

また、本日の議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたいと思います。

日程第6から日程第29までの報告2件、議案22件については一括上程を行い、それぞれ当局からの提案理由の説明を求め、その後、全員協議会において御審査いただきたいと思います。

また、全員協議会終了後、日程第6、報告第19号から日程第15、議案第83号までの報告2件、議案8件については、本日、審議をお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位に御協力をお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの15日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告2件、議案22件であります。

また、本日の説明員は町長ほか13人です。

次に、本定例会までに受理しました陳情第3号、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特報の改正を求める

陳情は、配付の文書表のとおり、総務文教福祉常任委員会に付託することに決定しました。

次に、監査委員より、令和6年8月、9月、10月分の例月現金出納検査結果報告書を配付しておりますので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

正副議長とともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

それでは、この会期中における仮議長として、15番、殿井堯君を指名いたします。

……………日程第5 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に総務文教福祉常任委員会、産業建設住民常任委員会による視察研修が実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

総務文教福祉常任委員会委員長、星田仁志君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（星田仁志）

ただいま議長の許可をいただきましたので、報告させていただきます。

9月24日から25日にかけて、岡山県奈義町と岡山県倉敷市及び大阪府高槻市で総務文教福祉常任委員会の視察研修を行いました。

1日目の奈義町は、面積約70平方キロメートル、人口は5,560人で、中心部から半径2キロメートルに人口の8割が定住するコンパクトシティです。公共交通機関はバスのみで、出産ができる病院などは隣接する津山市にしかなく不便だと思いましたが、6,000人弱の人口の都市集落と考えれば、生活環境が整い安心して生活できるベッドタウンのイメージでした。

人口動静は、他の市町村と同じく減少しており、高齢化率も35%と増加傾向にあり、有田川町と同じく人口の対応については苦慮しているようでした。なお、出生率が非常に高いのは、子育ての各施策が充実していることに加えて、子供・主婦・高齢者の連携が非常にうまくいっているようです。

また、小学校と中学校はそれぞれ1校で、子供たちのコミュニケーションが育成されているように思えました。平成6年には保育園1園と幼稚園2園を統合してこども園を開園しています。

特筆すべきは、「なぎチャイルドホーム」という、ちょっと子供を預けたい、例えば買物に行く、病院に行くなどのときは、子供を預かってくれる施設があり、高齢者や時間の空いている主婦などが運営に参加され、あたかも一昔前の近所の主婦たちが地域の子供たちの面倒を見るといったことを思い起こしました。

高い出生率の鍵は、住むところがある、働くことができる、子育ての負担が軽い、子育ての悩みや喜びが共有できる、町のみんなが子育てを応援してくれるという5つの安心感があるとのことでした。有田川町でも地域環境は違いますが、できることを考えて、住みよいまちづくりを行って行ってほしいと感じました。

2日目は、倉敷市の復興防災公園「まびふれあい公園」を視察しました。ここは平成30年7月の豪雨災害で被災した場所で、川の流れを変更する大工事や災害が起こったときの広場として整備されていました。平常時と災害時の両面で活用できる施設として計画され、復興のシンボルとしての意味合いが多く、同規模の水害が起こった場合の避難経路や河川敷の広場などが整備されています。災害時における公園へのアクセスが難しく、一時的な避難場所のイメージは少なく、少し低い河川敷にも広場を整備していました。

次に、高槻市の「安満遺跡公園」は、弥生時代の安満遺跡を保存・活用するとともに防災機能を備えた公園です。歴史に関する施設も設置され、地域の学習についても学べる施設であると感じました。防災施設としては、耐震性貯水槽や雨水貯留施設などを整備し、ソーラー照明設備や臨時のヘリポートも設置されています。また、広大な広場があり、一時避難防災対策の拠点となる安心した場所であるようです。

なお、各種イベントの開催、市民交流の場は設定されており、通常時にも多くの市民が利用している親しみの深い防災遺跡公園であるように感じました。倉敷の公園とは違い都市部であり、有田川町でも多くの町民に親しまれ、利用され、災害時には一時避難や、場合によっては仮設住宅を建てられる防災公園で、非常に参考となりました。

以上で、総務文教福祉常任委員会の行政視察の報告を終わります。

○議長（谷畑 進）

続きまして、産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。議長の許可をいただきましたので、産業建設住民常任委員会の視察報告をさせていただきます。

去る11月19日から20日にかけて、山梨県市川三郷町、山梨県立リニア見学センターにて視察研修を行いました。

まず、初日に視察研修を行った市川三郷町は、2005年（平成17年）10月1日に、市川大門町、三珠町、六郷町の3町が合併した町であります。甲府盆地の最南端に位置し、面積は75.18平方キロメートル、人口は1万4,500人の町であります。

今回、視察研修を行った施設は、2004年にオープンした、「みはらしの丘みたまの湯のっぷいの館」です。甲府盆地の南にある標高370メートルの高台に位置し、露天風呂からは甲府盆地を、西は富士川町、東は甲州市まで大パノラマが見渡せます。そして、盆地の向こうには、南アルプス山系から八ヶ岳、秩父山系が一望でき、その眺望はまさに絶景で、特に夜景は最高とのことで、2019年には全国で初めて夜景100選、日本夜景遺産にダブル認定されております。さらに、温泉総選挙では、絶景部門において2019年から2022年まで4年連続日本一に選ばれております。

事業母体は市川三郷町で、指定管理者制度で民間企業が運営を行っており、施設の合計延べ床面積は1,797.12平方メートルで駐車場は145台であります。かなや明恵峡温泉の延べ床面積が約1,600平方メートルですから、少し大きいですが、ほぼ同等の施設規模とさせていただければ構いません。

施設の中には、大会議室、小会議室、研修室1・2があり、休憩所としても使用されております。しかし、これは中山間事業を活用しているため目的外使用ができず、厨房、レストラン、マッサージ室は町が後に増築することになったとのことであります。

温泉だけの集客ではなく、食事処の充実や農業体験ツアーなども行っているとのことで、令和5年の入館者数は27万9,092人とのことであります。オープン2年目から新型コロナウイルス感染症が発生するまでの15年間で、毎年平均して26万人くらいの来館者数が推移されております。かなや明恵峡温泉が令和5年度で9万4,028人ですから、約3倍近い入館者数となっております。

みたまの湯では、年に1回、町内無料開放など行っており、年間を通して町内の利用者は約8%程度、首都圏や静岡・山梨県内の来館者が多いとのことであります。首都圏からは決してアクセスがいいとは言えない、そんな立地でこれだけの集客ができてきていることは、民間企業である指定管理者の情報発信力や企業努力を感じることができました。

指定管理者に町から指定管理料などの支払いは一切行っておらず、1件100万円以下の修繕や備品購入は指定管理者の負担で実施されております。また、入湯税とは別に来館者数16万人を超えた人数1人当たり150円の納入金も町に納めており、入湯税を合わせると毎年4,000万円以上が指定管理者から町に納められております。しかし、町は源泉水の管理を徹底するため、3年に1回のポンプ入替え工事などを行っていることから、大きな黒字につながっているというわけではありませんでした。

しかし、多くの来客があることで温泉施設を活用した町内への波及効果が大きく、価値のある施設だと感じました。施設の指定管理は5年間で、今年度末が指定期間となっており、今回視察研修をさせていただいた日程が第二次選考の翌日でありました。今回の応募は総務省のアドバイザー事業を活用し、町への還元重点を置いた要項にしたとのことでありました。また、アドバイザーからは、長期にわたる契約やPFI方式の提案などもあったとのことでしたが、指定管理の期限が近いことから導入に至らず、5年後に向けて検討していくとのことでありました。

現在、本町でもかなや明恵峡温泉の大規模改修及び民営化事業の事業者募集が行われております。これは20年間の長期契約、PFI方式を活用する計画で進んでいることから、本町の今後を見据えた戦略には大変期待ができるものだと実感いたしました。民間事業者の創意工夫を生かした発案による独自のビジネスモデルを導入され、赤字続きのかなや明恵峡温泉が持続可能な施設運営、観光施設として新たな交流人口の拡大に取り組んでいただけることに期待をしております。

また、みたまの湯では農産物直売所が隣接されており、地元農家の方々が毎日採りたての農産物が直売されております。もともと広大な畑の中に整備された施設ですから、道中には農作業をしている方々が目に入ります。農作業する姿を見てもらい、その産地で作ったものを産地で食べてもらう、また直売所で購入してもらう、こういった物語も大切にしているとのことでありました。

地元農家の方々が直売所で販売できるのは、経済効果だけではなく農作業への意欲向上にもつながり、大きなメリットになっているとのことでありました。かなや明恵峡温泉でも来館者数が増加すれば、こういった取組の成功も可能性があるものだと感じることができました。

視察研修2日目は、山梨県都留市にある「山梨県立リニア見学センター」を視察いたしました。

山梨県立リニア見学センターは、日本で唯一時速500キロメートルで走行する超電導リニアを間近で見られる施設であります。2003年に、当時、世界最高速度581キロメートルを記録した試験車両をシンボル展示とし、リニアジオラマや浮上走行が模擬体験できる装置など体験学習機能を充実させ、2014年4月にリニューアルオープンしております。

どきどきリニア館は3階建てで、リニアを学ぶ、リニアを体験する、山梨の未来が見えるの3つのフロアで、時速500キロメートルの世界を体験することができ、全ての階から走行するリニアを見学することができます。走行するリニアが近づいてくると館内放送が流れ、走行するリニアを何度も見学することができました。リニアは、低速走行時はゴムタイヤで走行し、約時速150キロメートルを超えるとゴムタイヤが格納され、浮上走行するとのことでありました。浮上走行とはいえ、時速500キロメートルを超えるスピードで走行するリニアの風切り音は大きいですから、約8

6%はトンネル内の走行になるとのことでありました。

リニア中央新幹線が完成すれば、品川から大阪まで最速67分で結ばれると試算され、新幹線と比較して所要時間を大幅に短縮できると見込まれております。1編成当たりの定員は約1,000人で、飛行機並みのスピードと新幹線並みの輸送能力を兼ね備えており、運転手が乗車せず遠隔操作で走行するのが大きな特徴とのことでありました。リニア中央新幹線の整備には、まだまだ課題も残っておりますけれども、大動脈の二重化と3大都市圏の一体化は飛躍的な可能性があり、大変意義のあるものだと感じました。

以上で、産業建設住民常任委員会の視察報告を終わります。

○議長（谷畑 進）

以上で、閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

お諮りします。

日程第6から日程第29までの報告2件、議案22件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第29までの報告2件、議案22件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和6年第4回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

報告第19号及び報告第20号の議案につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第19号は、令和6年度有田川町一般会計補正予算第5号であります。今回の補正は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査執行に伴い、早急に予算措置をする必要が生じたためであります。

報告第20号は、令和6年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、空調設備が故障したことから、早急に修繕する必要が生じたためであります。

議案第76号は、令和6年度有田川町一般会計補正予算第6号であります。今回の補正の主なものは、共通するものとしたしましては、職員の給与に関する条例の一部

改正に伴う、給料、期末手当、勤勉手当、共済組合負担金など、人件費の補正を行っております。人件費以外の主なものといたしましては、2款総務費の一般管理費では、通信運搬費として400万円を、財産管理費では、集会所等改修補助金として282万4,000円を、3款民生費の障害者福祉費では、障害者相談支援センター補助金として414万8,000円、障害福祉サービス費として4,370万円を、児童福祉総務費では、子ども医療費として700万円を、児童措置費では、児童発達支援事業給付費補助金として2,165万円を、児童手当として803万円を、保育所費では、給食用材料費として208万円を、6款農林水産業費の農林振興費では、有害鳥獣捕獲報償費として266万円、経営継承応援事業補助金として400万円、多面的機能支払交付金として591万円を、10款教育費の小学校費の学校管理費では、備品購入費として323万4,000円を、中学校費の学校管理費では、備品購入費として138万3,000円を、公民館費では、修繕料として406万4,000円を、11款災害復旧費の林業用施設災害復旧費では、物件補償費として140万円をそれぞれ計上した結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2億7,528万8,000円を追加し、補正後の予算総額は192億2,831万1,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、町税、地方特例交付金、国庫及び県支出金、繰越金、諸収入などを充てることとしております。また、債務負担行為の追加及び廃止につきましても、御審議を願うものであります。

議案第77号は、令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与に関する条例の改正に伴う、給料、職員手当、共済組合負担金など、人件費の補正を行うとともに、診療報酬として5,000万円を、一般被保険者高額療養費として3,000万円を計上した結果、今回の補正総額は8,614万4,000円を追加し、補正後の予算総額は36億2,776万1,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、県支出金、繰入金を充てることにいたしております。

議案第78号は、令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の改正に伴う、給料、職員手当、共済組合負担金などの人件費の補正を行うとともに、広域連合納付金として1,314万3,000円、一般会計繰出金として907万6,000円を計上した結果、今回の補正総額は2,285万7,000円を追加し、補正後の予算総額は8億6,090万4,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金、諸収入等を充てることにいたしております。

議案第79号は、令和6年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の改正に伴う、給料、職員手当、共済組合負担金などの人件費の補正を行うとともに、福祉用具購入費負担金として100万円などを計上した結果、今回の補正総額は772万4,000円を追加し、補正後

の予算総額は33億1,776万円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金、繰入金等を充てることにいたしております。

議案第80号は、令和6年度有田川町水道事業会計補正予算第2号であります。今回の補正は、収益的支出で職員の給与に関する条例の改正に伴う人件費の補正として129万2,000円を計上しております。

議案第81号は、令和6年度有田川町簡易水道事業補正予算第2号であります。今回の補正は、収益的支出で職員の給与に関する条例の改正に伴う人件費の補正として、114万9,000円を計上しております。

議案第82号は、令和6年度有田川町下水道事業会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なもので共通するものとしましては、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う、給料、職員手当、共済組合負担金など、人件費の補正を行っております。人件費以外の主なものとしましては、収益的支出の管渠費では、委託料を1,251万円減額し、特別損失では固定資産譲渡損として6億4,634万7,000円を計上し、資本的支出の資産購入費では、ソフトウェアとして43万円を計上しております。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額は、消費税資本的収支調整金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

議案第83号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和6年人事院勧告並びに令和6年度和歌山県人事委員会勧告に鑑み、これに準じ職員の給与について所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、民間企業の動向等を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置き給料月額を引き上げ、期末手当については、支給月額を現行の年間2.45月分から2.50月分に0.05月分引き上げ、勤勉手当については、支給月額を現行の年間2.05月分から2.10月分に0.05月分引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第84号は、有田川町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が一部改正されたことに伴い、適用期間の設定等をするため、条例改正を行うものであります。

議案第85号は、有田川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、固定資産の課税免除に係る適用期限を延長するため条例改正を行うものであります。

議案第86号は、有田川町へき地集会所条例を廃止する条例の制定についてであります。内容につきましては、へき地集会所を地元区へ譲与したく、当該条例を廃止するものであります。

議案第87号は、有田川町金屋農村センター条例を廃止する条例の制定についてで

あります。内容につきましては、金屋農村センターの取壊しに伴い、条例を廃止するものであります。

議案第 88 号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、有田川町使用料徴収条例別表第 1 の金屋農村センターの使用料について削除するものであります。

議案第 89 号は、有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容は、下水道法第 25 条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例の改正により条例改正を行うものであります。

議案第 90 号は、有田川町下水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。主な改正内容は、有田川町農業集落排水事業を廃止し、有田川町公共下水道汚水処理施設へ統合することに伴い、農業集落排水処理区域を削除するものであります。

議案第 91 号は、有田川町農業集落排水処理施設条例を廃止する条例の制定についてであります。内容につきましては、有田川町農業集落排水事業を廃止し、有田川町公共下水道汚水処理施設へ統合するため、条例を廃止するものであります。

議案第 92 号は、有田川町農業集落排水事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定についてであります。内容につきましては、有田川町農業集落排水事業を廃止し、有田川町公共下水道汚水処理施設へ統合するため、条例を廃止するものであります。

議案第 93 号は、和歌山地方税回収機構規約の改正に関する協議についてであります。主な改正内容は、和歌山県地方税回収機構規約第 3 条第 1 号中「地方税及び」を「地方税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税並びに」に改めるものであります。

議案第 94 号は、令和 6 年度御霊学童保育施設新築工事（建設工事）の請負契約についてであります。令和 6 年度御霊学童保育施設新築工事（建設工事）を施工するため、令和 6 年 10 月 24 日、指名競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字中井原 5 番地 10、寺前工務店、寺前秋成氏が落札いたしましたので、1 億 473 万 1,000 円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 95 号は、令和 6 年度藤並公民館新築工事（建築工事）の請負契約についてであります。令和 6 年度藤並公民館新築工事（建築工事）を施工するため、令和 6 年 10 月 24 日、指名競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字庄 684 番地 37、小堀建設、小堀和紀氏が落札いたしましたので、9,883 万 5,000 円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 96 号は、認可地縁団体に対する建物の譲与についてであります。内容につ

きましては、当該施設を地元区に譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第97号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。教育委員会委員、上田恵里氏の任期が令和7年2月22日をもって満了いたします。つきましては、人格が高潔で教育に関し識見を有する同氏を、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時13分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

……………日程第6 報告第19号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、報告第19号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度有田川町一般会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに可決しました。

……………日程第7 報告第20号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、報告第20号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は承認することに可決しました。

……………日程第8 議案第76号……………

○議長（谷畑 進）

日程第8、議案第76号、令和6年度有田川町一般会計補正予算第6号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

4番、椿原でございます。

43ページなんですけれども、林務課です。町産材利用補助金が100万円の減額というようになっていっていると思います。これ減額しているということは、町内の森林で伐採した木を、町内で乾燥させて、町内の方が販売している、町内の方が施工するという、このせっかくの町産材をどんどん利用していく、流通していくということを目指した補助金でありますけれども、予算額220万円に対して今回100万円の減額ということは、半分近く減額されておるということになるんですね。この補助金に

関しても、幾つか今までお声を聞いてきましたけれども、使いにくいであったり、金額的に有利かどうかというところが微妙なラインであったりといったお声も聞いています。

そういった中で、本当にこの町産材をしっかりと町内で使っていこうという取組をするのであれば、見直しといたしますか、しっかりと使ってもらえるような、もっともっと町産材を使えるような仕組みでやっていかなければいけないと考えるんですけれども、担当部長、その辺どのように考えているか答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

本事業につきましては、事業者への町産材の利用の働きかけや、町民の皆様には町ホームページ、広報の回覧によりお知らせのほうをしております。ただ、おっしゃるようにこの補助金の利用数が少ないということは、何かしら要因があると考えております。今後、この補助金について精査しながら、改善策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

もう一点お聞きしたいんですけれども、先ほど全員協議会でも少しお聞かせいただいたんですけれども債務負担行為、前回の議会でALEC、金屋図書館であったりとか、そこが指定管理を今後しないという決断を議会でしたわけでありましてけれども、地域交流センターALECは町内の方々から物すごく愛されて、いい施設だと私も思っています。

そういった中で、今回、指定管理を債務負担行為から削除してますから、議会の判断でしないとなりましたけれども、教育部としてもこれを受け止めてやっていくというような理解だと思っています。今後どのように取組をしていくのかとかあればお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

椿原議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思っております。

9月議会で否決されましたので、今後、地域交流センターの活用等につきましては、教育委員会で協議を重ねて検討してまいりたいと思っております。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第77号……………

○議長（谷畑 進）

日程第9、議案第77号、令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第78号……………

○議長（谷畑 進）

日程第10、議案第78号、令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算

第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第79号……………

○議長（谷畑 進）

日程第11、議案第79号、令和6年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第80号……………

○議長（谷畑 進）

日程第12、議案第80号、令和6年度有田川町水道事業会計補正予算第2号を議

題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第81号……………

○議長（谷畑 進）

日程第13、議案第81号、令和6年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第82号……………

○議長（谷畑 進）

日程第14、議案第82号、令和6年度有田川町下水道事業会計補正予算第2号を

議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第83号……………

○議長（谷畑 進）

日程第15、議案第83号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第30、議案第49号から日程第40、議案第59号までを先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第30、議案第49号から日程第40、議案第59号までを先に審議することに決定しました。

日程第30、議案第49号から日程第40、議案第59号までの11件については、第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりました。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、西弘義君。

○決算審査特別委員会委員長（西 弘義）

ただいま議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会における審査経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

当委員会において審査いたしました案件は、令和6年第3回定例会で付託されました議案第49号から議案第59号までの一般会計及び特別会計の決算認定を求めることについての11件でございます。

これらの議案の審査に当たりましては、本特別委員会を10月28日、30日の2日間にわたって開催し、関係する部長、課長及び担当者の出席を得て、令和5年度の主要施策の成果報告書を中心に必要な資料の提出及び詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました。

また、審査時において、委員会として提出を求めた資料については、皆様に配付済みでございます。

それでは、個別の内容について御説明を申し上げます。

最初に、財務課長から、全体的な決算の概要について説明を受けました。令和5年度決算は、しみず温泉の整備や公債費の繰上償還、6月豪雨による災害復旧事業などにより決算額が増加してございます。また、翌年度への事業の繰越しが多いため、翌年度へ繰り越すべき財源が増加してございます。

財政指標の状況については、自主財源比率が税込などの増により上昇し、経常収支比率についても税込や交付税が増えたことにより上昇し、改善されてございます。地方債の残高については、しみず温泉の建設などがあつたことにより発行額が増えている一方、繰上償還などにより本年度償還額が増加したことにより令和5年度末の地方債現在高が減少してございます。基金の残高については、災害復旧などの一般財源が不足のため、合併後初めて財政調整基金の取崩しを行い、ほかの基金にも積立てができなかったことなどにより、令和5年度末現在高が減少したと説明を受けました。

今後は、人口減少に伴う税込や普通交付税の減少などから一層厳しい財政運営が見込まれますが、安易に基金に頼ることなく、将来を見据えた持続可能な財政運営に努

められ、今後もより一層の健全な財政運営を求めるところでございます。

続いて、各課からの説明に対する主な質疑項目などについて申し上げます。

財務課の所管では、歳入の財産運用収入で基金の利子収入が銀行等の預金利子が上がったことなどにより増加し、町債ではしみず温泉の整備により商工債が増加し、歳出の行政局費では、清水行政局のLED化工事を実施したと説明を受けてございます。

企画調整課の所管では、ふるさと応援寄附金を管理するためのふるさと応援事業について、申込みサイトを3か所増やして寄附の受付を行ったことなどにより、寄附額も前年度と比較して増加したと説明を受けてございます。コミュニティバス運行事業については、一部の地域でデマンド制に見直し、また生活バス運行補助金については小型バス購入に対する補助を行ったと説明を受け、ライドシェアなどについても検討していることを確認してございます。

総務課の所管については、水害70周年慰霊祭などを実施し、防災意識の向上を図り、防災灯管理事務では防犯灯LED化が完了したと説明を受けました。また、人権教育啓発事業の事業費等の内訳資料の提出を求め、人件費関係では早期退職者や会計年度任用職員の人数を質疑し、説明を受けました。

税務課の所管については、固定資産税の評価方法を質疑し、風力発電などの評価額の推移の資料提出を求め、不納欠損額の内容及び件数などの説明を受けてございます。

住民課の所管では、マイナンバーカードの交付率の説明やコンビニ交付手数料を100円減額し普及促進を図ったと説明を受け、また、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計の決算概要の説明を受けてございます。

建設課の所管では、空き家対策総合支援事業の不良空き家除去補助金の旧町別の件数を質疑し、また交通安全設備整備事業や林道維持改良事業の減額理由の説明を受けました。また、道路維持費については、各地区の改修等の要望箇所は残っていないのかを確認し、要望に応えられるように提言いたしました。

環境衛生課の所管では、二川小水力発電の売電収集の使い道や犬猫死体処理事業については、予算どおり執行できているかなどを質疑し、説明を受けてございます。

下水道課の所管では、合併処理浄化槽設置補助金などの説明を受けました。

水道課の所管では、災害時協力井戸についての登録目標や登録井戸の位置などを質疑し、また、飲料水供給施設の組合数の説明を受け、維持管理について高齢化等で維持が難しくなっていることに対して救済措置を考えてもらえるよう要望いたしました。

消防本部の所管では、消防力の人員基準や消防団員の人員などの消防体制について確認し、また、河川等の消防昇降路の調査について質疑し、説明を受けました。

こども教育課の所管では、特色ある学校づくり事業の各学校の要求額や配分額の資料提出を求め、児童虐待防止事業について相談件数などを質疑し、説明を受けました。また、病児病後児保育事業の利用人数の内訳や各町の負担金について確認し、一時預かり事業負担金の内容を質疑し、資料提出を求めました。

社会教育課の所管では、生涯学習講座等開設事業や文化芸術事業などの説明を受け、事業費の内訳の資料提出を求め、図書購入費の内訳や原画購入の内訳についても資料提出を求めました。また、史跡土地等購入事業で藤並館跡の土地購入の説明を受け、今後の計画について質疑いたしました。

産業課の所管では、耕作放棄地の内容と今後の対策について質疑し、有害鳥獣対策事業について、年々被害が深刻化・広域化しており、イノシシの捕獲頭数については増加し、鹿の捕獲についても大幅に増加し続けていると説明を受け、カモシカ、猿、熊、カラスなどの対策について質疑しました。

林務課の所管では、作業道開設事業の補助について、伐採終了後の対策などや、切捨間伐補助についても切捨て後の間伐材の対策について質疑いたしました。また、森林整備に係る意向調査の内容を質疑し、実施期間などの説明を受けました。

商工観光課の所管では、鉄道交流館管理費において、鉄道ジオラマの修繕内容を確認し、空き店舗等活用推進事業について事業内容と決算を質疑し、説明を受けてございます。また、明恵峡温泉の来客数はコロナ禍の沈静化により増加しているとの説明を受けました。

長寿支援課の所管では、生活支援ハウス運営事業について、入居人員や介護保険が対象になった場合の対応などについて質疑し、介護保険特別会計では令和6年度からの介護保険料の改定に向けての費用を支出し、保険給付についての増減理由などの説明を受けました。

健康推進課の所管では、ひきこもり支援事業についての内容や委託先などを質疑し、説明を受け、不妊治療事業について補助を受けるときの申請要件のことや、受診者に対して全て補助ができていないかなどを確認いたしました。また、児童虐待防止事業については、学校やこども園との連携などについて質疑をいたしました。

やすらぎ福祉課の所管では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業や物価高騰対応重点支援給付金事業、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の事業が実施されたことの説明を受けてございます。

以上、2日間にわたる委員会での協議の結果、議案第49号、議案第50号、議案第51号の3議案については賛成多数で、それ以外の8議案については全会一致で認定すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。よろしく御審議いただき、適切な御決定をお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（谷畑 進）

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第30 議案第49号……………

○議長（谷畑 進）

日程第30、議案第49号、令和5年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第49号、令和5年度有田川町一般会計歳入歳出決算についての反対の立場から討論させていただきます。

まず第1に、国の制度が反映される予算措置にどうしてもならざるを得ないところがあります。

第2に、町内の全ての公立保育所の給食が民間委託になっている点であります。

第3に、保育士全体に占める会計年度任用保育士の比率が半分を占めております。正規保育士を増やし、子育て支援の立場から保育希望者全員が入所できる体制を取るべきであります。また、心配なのは、今後の保育所の統合であります。また、育休退園も是正すべきであります。次に、保育士の処遇改善であります。国は公立保育所の保育士も処遇改善を求めていますけれども、対象は会計年度任用保育士と民間の保育士だけとなっております。

第4に、消防力の人員基準であります。94人に対して条例定数は71人です。ですから、条例定数から言えば76%の充足率にしかありません。ですから、現在の定数も含めて検討していただき、今後の大規模災害やコロナ禍の中での救急搬送等が多くなっている中で、当然条例定数の体制にすべきと考えます。

第5に、身近な制度の対象や金額が減額されております。福祉タクシー券は重度障害者に限定するため、実績も少ない状況であります。例えば、70歳以上の一人・二人暮らしの車に乗れない方や免許返納者も対象とすべきであります。また、周遊定額タクシーの料金の見直しをして利用増を図るべきであります。また、小中学校において、生理用品を学校のトイレに配置すべきであります。

第6に、地域経済の活性化の観点から、需用費の消耗品や修繕料、また場合によっては備品購入の地元発注はこの時期に大変大事な問題でありますので、意識的に毎年のように高めていくべきだと考えます。

第7に、生活扶助基準の引下げにより、様々な福祉制度など本来受けられる制度が基準の引下げにより負担増や対象から外れる事例が出てくることであります。

第8に、町道の維持修繕費を引き上げるべきであります。

第9に、巨大風力発電や太陽光発電計画がどんどん参入してくる中で、自由に参入させないための規制や、また経済産業大臣も条例での規制を指摘しており、条例をつくるべきであります。

第10に、住民基本台帳の閲覧、コピーをした場合、閲覧された世帯に報告すべきであります。

以上の点を申し上げましたが、一方で町民の要望を酌み上げた医療費の無料化、福祉制度の充実、道路予算、各区からの道路整備などの要望事項なども予算化されておりますけれども、以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第31 議案第50号……………

○議長（谷畑 進）

日程第31、議案第50号、令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第50号、令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論させていただきます。

国保制度は、皆さんも御存じのように相互扶助制度ではなく、社会保障制度であると国保法第1条で明記されております。そして、協会けんぽのように事業主負担がありません。また、一部変わりましたが、小学生から税を取る計算になっていることも踏まえて、以下の点で申し上げます。

第1に、国保の所得ゼロから100万円以下の人数は、令和6年3月末で1,148人です。また、7割から2割軽減を受けている人数は3,780人、被保険者全体

の56%を占めています。滞納世帯は、令和6年1月末で304世帯、資格証明発行が35世帯、短期証明書発行が146世帯、分納誓約世帯は令和6年1月末で132世帯、こういう実態があります。

第2に、高額療養費は住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で大体2,000円、入院では約1万3,200円の負担になっております。

第3に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されております。そのために限度額を引き上げますと、その負担は結局加入者全員に及ぶこととなります。令和5年度で2万円引き上げております。

第4に、国保広域化を進めております。後期高齢者医療制度のように市町村独自で決められなくなり、国保財政が赤字の市町村の赤字分まで応分の負担を強いられることとなります。特に4方式の課税方法の一つである固定資産税の課税が廃止され、その分、所得割の率を上げなければなりません。所得に応じた段階的な所得割でないため不公平が生じます。そして、世帯割や人数割の額を引き上げることになっていきます。

第5に、未就学児の均等割額は半額の減額となりますが、対象者は234人です。当面、中学校卒業までの生徒の均等割を廃止すべきであります。

第6に、国が国庫支出金を減らしたことが国保会計を苦しくさせた原因であります。全国知事会は1兆円の国費を投入して、世帯割・人数割を廃止して負担を軽くするよう求めています。このように国保税の国庫負担金を増やすべきであります。

第8に、新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザと同じ5類に移行しましたが、一向に終息しない状況であります。検査や陽性判明後の外来診療は5月4日から患者負担になりましたが、窓口負担3割の方は外来初診料約2,600円から最大約4,200円と引き上がるケースも出てまいりました。患者負担は増え、国保財政の負担も大きくなるのではないかと考えます。なお、マイナ保険証の取得率は52.9%、しかし利用率は6.8%であることを申し上げまして、以上の理由により反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第32 議案第51号……………

○議長（谷畑 進）

日程第32、議案第51号、令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第51号、令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論させていただきます。

国は、全世代型社会保障制度の下に75歳以上の高齢者は病気やけがのリスクが高いということを理由にして、医療費の削減を進めております。

主な内容を申し上げますと、まず保険料の所得割額や均等割額を2年に1回ずつ引き上げてきました。県後期高齢者広域連合の試算では、75歳以上の独り暮らしの年金収入210万円や、世帯主が子供で75歳以上の高齢者が1人いる場合の年金収入210万円でも保険料が負担増になります。

第2に、令和4年10月から一定の所得のある方の窓口負担は1割から2割負担になり、令和6年3月末で599人、12.7%が該当しております。制度を導入した時点では1割負担で、心配なく医療が受けられると説明していたのは何だったんでしょうか。

第3に、75歳の独り暮らし世帯で年金収入80万円の方が、世帯主である子供と同一世帯になった場合、保険料が最大10倍になってしまうケースも出てまいります。

第4に、所得ゼロの被保険者は、令和6年3月末で3,727人、被保険者全体に占める割合が80%を占めるということは、この医療保険制度の最大の問題点であります。なお、マイナンバーカードの取得率は52.9%で、そのうち利用率はたったの2.2%しかないことを申し上げまして反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第33 議案第52号……………

○議長（谷畑 進）

日程第33、議案第52号、令和5年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第34 議案第53号……………

○議長（谷畑 進）

日程第34、議案第53号、令和5年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第35 議案第54号……………

○議長（谷畑 進）

日程第35、議案第54号、令和5年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第36 議案第55号……………

○議長（谷畑 進）

日程第36、議案第55号、令和5年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第37 議案第56号……………

○議長（谷畑 進）

日程第37、議案第56号、令和5年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第38 議案第57号……………

○議長（谷畑 進）

日程第38、議案第57号、令和5年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第39 議案第58号……………

○議長（谷畑 進）

日程第39、議案第58号、令和5年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第40 議案第59号……………

○議長（谷畑 進）

日程第40、議案第59号、令和5年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

お諮りします。

日程第16、議案第84号から日程第29、議案第97号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は12月12日、木曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 13時45分